

[保育課 関連資料]

家庭的保育事業の充実について

家庭的保育事業とは

保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者(保育ママ)が、保育所等と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業(平成12年度に、保育需要の増に対応するための応急的措置として創設)

子ども・子育てビジョン等により、家庭的保育の拡充が言及される一方、実施自治体が少なく、普及が進んでいない。(21年度実績(交付決定ベース)【実施自治体数】27、【保育ママ数】223、【利用児童数】828(地方単独施策【保育ママ数】917、【利用児童数】1,764))

課題

- ・家庭的保育者への支援体制の不足(巡回指導・相談体制、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保等)
- ・事故発生時の保証の体制
- ・家庭的保育者のなり手がいない
- ・実施自治体が少ない

改善内容(平成20年度)

- ・家庭的保育者を支援する専任職員の配置
- ・補助単価の見直し(賠償責任保険料の追加)
- ・補助単価の見直し(俸給の引上げ等)
- ・対象児童数の増

改善内容(平成21年3月～)

- ・個人実施型の対象児童の年齢を3歳未満から就学前に引上げ
- ・家庭的保育者自身に養育する児童がいないこととする要件を撤廃
- ・連携保育所に最低基準を満たす認可外保育施設を追加
- ・家庭的保育支援者の配置基準の引下げ

平成23年度予算案

予算額 : 3,501百万円(H22予算2,787百万円)

対象児童数 : 10,000人

事業の委託先:家庭的保育者又は保育所を経営する者等

- ・家庭的保育者:約52,000円(児童1人当たり月額)
- ・連携保育所:約200万円(年額)
- ・家庭的保育支援者:約450万円(年額)
- ・家庭的保育補助者:約25,000円(児童1人当たり月額)

事業の法定化

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成20年12月3日法律第85号)により、家庭的保育事業を法定化(平成22年4月1日施行)
 - ・保育士に限らず、研修により市町村長が認めた者へ資格要件を拡大
- 「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(平成21年厚生労働省令第150号)及び「家庭的保育の実施について」(平成21年10月30日雇児発第1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、実施基準及びガイドラインを策定

「安心子ども基金」等における対応

- ・平成20年度補正予算で都道府県に設置された「安心子ども基金」において、家庭的保育事業を推進するため、実施場所に係る改修事業、賃借料補助事業及び家庭的保育に対する研修事業を実施(平成22年度実施分まで一括計上)
 - ・緊急雇用対策において「安心子ども基金」を活用したNPO法人等による家庭的保育の試行事業を実施
 - ・平成21年第2次補正予算により実施場所に係る改修費、賃借料について、一定の条件により基準額の増及び補助率の嵩上げ
 - ・「新成長戦略に向けた3段階の経済対策」において、一定の条件を満たす幼稚園等についても連携機関の対象とした。
- ※平成23年度より、複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する事業について、現物サービスを拡充するための新たな交付金により実施予定。また、安心子ども基金を積み増し、賃借料の嵩上げ等を行う予定。